

令和3年12月3日

第453回白石市議会定例会議案

目 次

第 8 1 号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第 1 8 号） （令和 3 年度白石市一般会計補正予算）	・・・	1
第 8 3 号議案	損害賠償に関する和解について	・・・	2
第 8 4 号議案	白石市企業版ふるさと納税基金条例	・・・	4
第 8 5 号議案	白石市学校教育・保育審議会条例	・・・	6
第 8 6 号議案	白石市教育支援センター条例	・・・	1 1
第 8 7 号議案	白石市水道給水条例の一部を改正する条例	・・・	1 4

第 8 1 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年度白石市一般会計補正予算（専決第 1 8 号）

（令和 3 年 1 1 月 2 9 日専決）

令和 3 年 1 2 月 3 日

白石市長 山 田 裕 一

第 8 3 号議案

損害賠償に関する和解について

市は、東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害の賠償に関し、次のとおり和解することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 和解の相手方 東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

- 2 議案の内容 平成 2 3 年 3 月 1 1 日に発生した東京電力福島第一原子力
発電所事故に起因する放射性物質による被害対策に要した
ものに係る費用について損害賠償請求を行っているものの
うち東京電力ホールディングス株式会社が当該請求に応じ
ない平成 2 8 年度の費用について、原子力損害賠償紛争解
決センターにあっせんの申立てを行ったところ、同センタ
ーから和解案の提示があったものである。

- 3 和解の内容 (1) 平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで
に生じた原発事故に関する損害賠償として、相手方は
市に対し、和解金 9 2 0, 0 0 0 円の支払義務がある
ことを認める。
(2) 相手方は、和解契約書原本を受領した日の翌日から
2 1 日以内に、市が指定する口座に振り込む方法によ
り支払う。
(3) 本件以外について、本和解の効力は及ばないことを
相互に確認する。

- (4) 本和解に定める金額に係る遅延損害金については、相手方に請求しない。
- (5) 本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

令和3年12月3日

白石市長 山田 裕一

第 8 4 号議案

白石市企業版ふるさと納税基金条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 2 月 3 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市企業版ふるさと納税基金条例

(設置)

第1条 白石市まち・ひと・しごと創生第2期総合戦略の基本目標の達成に資する事業の推進に活用するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、白石市企業版ふるさと納税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、当該年度の予算で定める額の範囲内の額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、白石市一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 市長は、第1条に規定する目的を達成するため必要な財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

第 8 5 号議案

白石市学校教育・保育審議会条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 2 月 3 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市学校教育・保育審議会条例

(設置)

第1条 本市における学校教育及び保育のあり方を総合的に検討するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、白石市学校教育・保育審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 本市における小中学校教育のあり方に関すること。
- (2) 本市における幼児教育及び保育のあり方に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

(審議会の組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 審議会に、諮問された事項を専門的に調査審議するための専門委員を置く。

(委員等)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 自治会役員その他地域を代表する者
- (3) 市内の保育園、幼稚園、小学校又は中学校に在籍する園児、児童又は生徒の保護者
- (4) 学校教育及び保育のあり方に関する議論に参加する強い熱意を有する市民であって、教育委員会の募集に応じた者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

2 専門委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 調査審議すべき専門の事項に関して学識経験を有する者
- (2) 調査審議すべき専門の事項に関して実務経験を有する者

(3) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から諮問を受けた全ての事項について調査審議が完了し、答申を行った日までとする。

2 専門委員の任期は、委嘱又は任命の日から自らが属する専門部会が調査審議する事項に関する調査審議が完了し、審議会が当該事項についての答申を行った日までとする。

3 教育委員会は、委員又は専門委員に欠員が生じたときその他委員又は専門委員の数が定数に達しないときは、委員又は専門委員を補充することができる。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に、次の各号に掲げる役職を置き、当該各号に掲げる職務を行う。

(1) 会長 審議会を代表し、会務を総理する。

(2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

(専門部会)

第7条 審議会に、諮問された事項を専門的に調査審議するため、次の各号に掲げる専門部会を置き、当該各号に定める事項について調査審議する。

(1) 小中学校教育部会 第2条第1号に規定すること及びこれに関連すること。

(2) 幼児教育・保育部会 第2条第2号に規定すること及びこれに関連すること。

2 専門部会は、教育委員会が指名する委員及び専門委員により組織する。

3 専門部会に属する専門委員の定数は、専門部会毎に10人以内とする。

4 専門部会に、次の各号に掲げる役職を置き、当該各号に掲げる職務を行う。

(1) 部会長 専門部会を代表し、専門部会の会務を総理する。

(2) 副部会長 部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠

けたときは、その職務を代理する。

5 部会長は教育委員会が指名し、副部会長は部会長が指名する。

(議事)

第8条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が選出される前に召集する会議は、教育委員会が招集し、会長が選出されるまでの間は、教育長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。

3 会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めて意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 前4項の規定は、専門部会の議事について準用する。

(守秘義務)

第9条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 白石市特別職の職員の給与に関する条例(昭和42年白石市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中第55号を第56号とし、第42号から第54号までを1号ずつ繰り下げ、第41号の次に次の1号を加える。

(42) 白石市学校教育・保育審議会の委員及び専門委員

第7条中「第55号」を「第56号」に改める。

第8条ただし書中「第42号」を「第43号」に改める。

別表第2白石市子ども・子育て会議の委員の項の次に次のように加える

。

白石市学校教育・保育審議会の委員及び専門委員	〃	7,500円	
------------------------	---	--------	--

第 8 6 号議案

白石市教育支援センター条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 2 月 3 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市教育支援センター条例

(趣旨)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、白石市教育支援センター（以下「教育支援センター」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・指導を行うことにより、その社会的自立に資するため、教育支援センターを設置する。

2 教育支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
白石市子どもの心のケアハウス	白石市字亘理町37番地3

(職員)

第3条 教育支援センターに所長その他の職員を置く。

(開所時間)

第4条 教育支援センターの開所時間は、午前8時30分から午後4時30分までとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休所日)

第5条 教育支援センターの休所日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第 8 7 号議案

白石市水道給水条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 2 月 3 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市水道給水条例の一部を改正する条例

白石市水道給水条例（昭和48年白石市条例第17号）の一部を次のように改正する。

「給水管の口径」を「量水器の口径」に改める。

別表第4中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。